

答 申 第 1 号

令和5年4月25日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審査会

会長 丸 山 敦 裕



答 申

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例第8条第1項第2号の規定に基づき、令和5年4月10日付け神市長市第17号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

- 個人情報保護法の直接適用に伴う法第69条（利用及び提供の制限）に係る判断基準について

改正個人情報保護法第69条の保有個人情報の目的外利用及び提供に関する規定では、目的外での利用及び提供を原則禁止としつつ、例外として利用及び提供の可能な場合が規定されているが、例外とされる場合における「法令に基づく場合」、「相当の理由があるとき」及び「特別の理由があるとき」との定めは、不確定な概念等となっている。実施機関が保有個人情報の利用及び提供の適否を、慎重かつ適正に判断するために、別紙内容をこれらの定めとの判断基準とすべきである。

法第 69 条（利用及び提供の制限）に係る判断基準

1 法第 69 条第 1 項に規定された「法令に基づく場合」の判断基準

法令の規定に基づく提供にあたっては、提供情報の利用目的、提供に係る保有個人情報の対象範囲・内容等を十分に考慮し、個別の事案に即して下記の事項に留意する。具体的な利益衡量を行い、提供についての公益性が優越していると判断した上で、提供情報を必要最小限の保有個人情報に限定する。

- ① 提供する保有個人情報の利用目的が合理的かつ限定的であること
- ② 提供する保有個人情報の範囲が、法令の規定に基づく事務の執行の必要限度内であること
- ③ 提供する保有個人情報の利用目的に緊急性があること
- ④ 情報収集の手法として代替手段がないこと
- ⑤ 提供する保有個人情報が大量でないこと
- ⑥ 提供を受けなければ、法令の規定に基づく事務の執行が困難であること
- ⑦ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（注1）

（注1）個人情報を目的外に提供する場合、事案によって特定個人の権利利益の侵害を伴うことも想定されるが、個人の権利利益と公益との比較衡量を行い、公益性が優越すると判断した場合に、提供されるべきものである。「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する」とは、利益衡量の結果において、本人又は第三者の権利利益の侵害の程度が看過し得ないものであり、提供についての公益性が優越しているとはいえないものをいう。

2 法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定された「相当の理由があるとき」の判断基準

法令で定める所掌事務又は業務（以下「事務」という。）の遂行にあたり、一時的に利用目的以外の目的で、地方公共団体の機関内部で利用する場合や他の機関に提供する場合には、下記の事項に留意して合理的かつ限定的に行うものとする。

- ① 保有個人情報を利用し又は提供を受けなければ、機関内部もしくは他の機関の事務の目的を達成することが困難であること

- ② 提供する保有個人情報の範囲が、法令の規定に基づく事務の執行の必要限度内であること
- ③ 住民の福祉の向上をはかるため、機関内部もしくは他の機関と相互に協力して、迅速に事務を遂行することが求められること
- ④ 他の機関と共同で遂行する事務の場合は、当該事務に係る相互の保有個人情報を共有しなければ、それぞれの機関で収集しなければならず、結果として市民負担の増加を招くことになること
- ⑤ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（注1）
（注1）上記1に同じ。

3 法第69条第2項第4号に規定された「特別の理由があるとき」の判断基準

行政機関等以外の者に個人情報を提供する場合は、その利用目的に公益性が認められるかが最も重要である。したがって、営利目的や特定の団体等の利益のために利用することが目的であると認められる場合は、許容されない。法第69条第1項の規定により原則禁止されている趣旨を十分に踏まえて、下記の事項に留意して慎重かつ限定的に行うものとする。

- ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること
- ⑤ 住民の福祉の向上を図るために、社会通念上許容される範囲内であること
- ⑥ 提供を受ける側が、個人情報の適正管理を行う能力を有していること
- ⑦ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（注1）
（注1）上記1に同じ。